

高 福 第 6 8 9 号
令和5年9月22日

各介護老人保健施設 管理者 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
播磨 高志（公印省略）

介護老人保健施設の開設許可及び変更許可手数料における納付方法の変更について

県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、令和5年12月末日をもって埼玉県収入証紙の販売が終了し、令和6年3月31日をもってその使用ができなくなります。埼玉県収入証紙の廃止に伴い、標記手数料の納付方法を電子納付等に変更します。以下の URL から納付方法等をご確認いただき、ご対応をお願いいたします。

【URL】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/rokentesuryo.html>

【ページ番号】

239562

※情報は随時更新します。

担 当：施設・事業者指導担当 養田
電 話：048-830-3247
E-Mail：a3240-07@pref.saitama.lg.jp